

◎新潟県告示第81号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成25年1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

新発田市

2 事業の種類

新発田市新庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

新発田市中央町3丁目及び4丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

新発田市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な予算について本年度予算計上し、来年度以降も予算計上することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

新発田市の本庁舎は、市町村合併に伴い増加した来庁者及び職員の待合室や執務室等のスペース不足のほか、建設後46年が経過し、また、現在の耐震基準を満たしていないことによる、老朽化と耐震性の問題を常に抱えている。建物の老朽化による部分補修や漏水補修などの工事が繰り返し行われ、行政文書等の一部損傷のほか、通行の妨げや設備機器の一時停止などが発生しており、来庁者への不便と業務効率の低下を招き、円滑な行政運営に支障を来しているとともに、現状のままでは大規模な地震の発生時に建物の崩壊や損壊が想定されることから、耐震性の見直しが急がれている。加えて、今後の地震の発生に備えた耐震性能の確保、通信機器や電子情報の保持、物資や資機材等の備蓄など、災害時の防災拠点としての機能を整備することが必要であり、これらのことから新庁舎の建設が急務となっている。

本件事業の実施により、市民への行政サービスと来庁者の利便性を向上させ、耐震性と防災拠点機能を兼ね備えた市庁舎として、公共性を十分に発揮できるものと考えられる。

本件事業により得られる利益のマイナス要因として、本起業地が市街地の中心を通る主要地方道と国道290号線の結節点であることから、隣接道路の渋滞を招く可能性が考えられるが、バイパスの当該国道までの延伸や環状線の整備などによる交通量の減少が見込まれること及び新発田市では関係機関とも協議し、交通規制や駐車場への誘導など万全の対策を講じることとしていることから、影響を最小限に留めることができるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、希少動物の生息や文化財埋蔵の可能性はないことを新発田市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、自然的、社会的及び経済的条件により3箇所を選定し比較検討した結果、公共施設や金融機関が近くにあり、交通アクセスが最良で事業費も最少なことから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、老朽化により来庁者への不便や業務効率の低下など円滑な行政運営に支障を来していることから事業の早急な実施が求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新発田市役所新庁舎建設室